平成２７年（フ）第２６号
滋賀県彦根市松原１丁目14番２号
破産者　宮部こと　上野　　修
１　決定年月日　平成27年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第７２号
山口県岩国市関戸1040番地１
破産者　河村　信栄
１　決定年月日　平成27年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第８４号
高知市朝倉甲320番地４　ジュエル谷内201号室、開始決定時の住所高知市鳥越76番地50
破産者　平岡　義啓
１　決定年月日　平成27年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１１１号
高知市薊野西町３丁目16番１号　セレクトハイム103
破産者　北西　昌広
１　決定年月日　平成27年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第８号
北九州市小倉南区上吉田３丁目18番10―404号
破産者　西田　博己
１　決定年月日　平成27年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１３３号
鹿児島県鹿児島市西佐多町303番地
破産者　橋口一二三
１　決定年月日　平成27年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２５９号
鹿児島県鹿児島市西陵２丁目31番２号（ファミーユ蘭201号）
破産者　西山　貴仁
１　決定年月日　平成27年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第７号
栃木県栃木市今泉町１丁目８番５号、前住所栃木県栃木市今泉町１丁目８番５号　村上貸家３号
破産者　櫻井　幸司
１　決定年月日　平成27年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第８号
栃木県栃木市今泉町１丁目８番５号、前住所栃木県栃木市今泉町１丁目８番５号　村上貸家３号
破産者　櫻井ヨシ子
１　決定年月日　平成27年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第９号
群馬県太田市藤阿久町596　Ｙ’ｓマンション205号室、住民票上の住所栃木県栃木市今泉町１丁目８番５号
破産者　櫻井　幸広
１　決定年月日　平成27年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第２０８号
山梨県甲府市大里町3877番地４、住民票上の住所山梨県甲府市青沼１丁目15番６号
破産者　芝田洋一郎
１　決定年月日　平成27年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８３号
山梨県韮崎市旭町上條中割1857番地
破産者　三枝　敏行
１　決定年月日　平成27年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８１号
山梨県甲府市里吉３丁目５番10号　パークハイム里吉206
破産者　渡辺　光彦
１　決定年月日　平成27年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３４号
山梨県甲府市宮原町1290番地６
破産者　中村　公明
１　決定年月日　平成27年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９号
広島県安芸高田市吉田町福原702番地
破産者　門出　　剛
１　決定年月日　平成27年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第１１１４号
札幌市東区北14条東10丁目３番１号
破産者　北村　秀史
１　決定年月日　平成27年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３１号
茨城県筑西市海老ヶ島1256番地１
破産者　柴　　清一
１　決定年月日　平成27年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２７号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉1888番地９フラッツ桜草102
破産者　杉本　　修
１　決定年月日　平成27年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第３５２号
住所　秘匿、住民票上の住所名古屋市西区名駅２丁目34番17号　セントラル名古屋602号
破産者　武田　道子
１　決定年月日　平成27年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部